

河川空間のオープン化 (都市・地域再生等利用区域の指定) について

河川空間のオープン化とは

河川空間のオープン化とは？

河川敷地の占用は、原則として公的主体(地方公共団体等)に限られており、営業活動を行うことはできません。

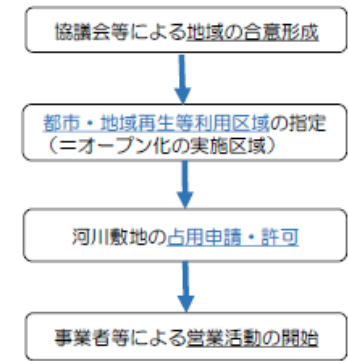
しかし「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになりました。

これを「**河川空間のオープン化**」といいます。

オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

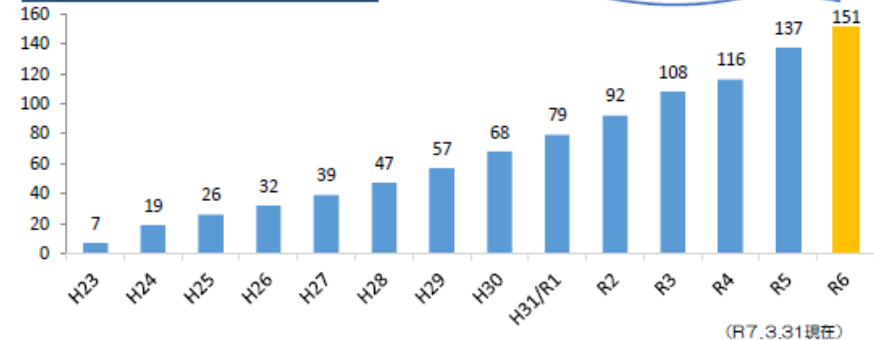
オープン化の主な流れ



都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

河川空間のオープン化 活用実績数（累計）



令和6年度は
新たに **13箇所** で
オープン化されました！
※別途前年度掲載数1件

河川空間のオープン化による利活用事例

二子玉川駅周辺地区(多摩川)



水辺にキッチンカーのある風景を毎週末に創出

伊豆ゲートウェイ函南(狩野川)



カヌー、気球、おもしろ自転車の利用状況

川崎市丸子橋周辺地区(多摩川)



イベントの様子

閑上かわまちづくり(名取川)



水辺のオープンカフェ



バーベキュー施設
「かわまちBASE」

河川空間のオープンの占用主体

占用主体は以下の3類型。(河川敷地占用許可準則第22第4項第1号～第3号)

第1号

準則第6に掲げる占用主体
→公共性、公益性を有する者(公的主体)

☆占用施設を自ら使用するほか、準則第25に基づき、占用者以外の者に施設を使用させることが可能

(例)

市区町村、都市再生推進法人、
地方公共団体等で構成する河川
敷地の利用に関する団体等

第2号

営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

→協議会以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる
幅広い手法によることもできる

(例)

株式会社〇〇、有限会社〇〇、
地方公共団体等を含まない任
意団体 等

第3号

営業活動を行う事業者等
→河川管理者の判断により占用許可を行うもの
(ただし、事前に協議会等の場で地域の合意を図る。)

河川空間のオープン化に向けて

河川空間のオープン化に向けて

原則：河川敷地は公共の場であり、通常の河川法では営利目的の飲食店（カフェ、キッチンカー、売店等）の設置・営業は制限されている。



野洲川MIZBEステーションにおいては、水防センターや周辺の水辺空間でのカフェや、キッチンカーの定期出店、定期的なイベント等の活用が想定される。



施設の賑わい創出のため、また、多様なニーズに応えるために、営利目的の活動が行えるよう、野洲川MIZBEステーションにおいては、都市・地域再生等利用区域の指定を受けることが望ましい。

河川空間のオープン化(都市・地域再生等利用区域指定)に向けた手続きの進め方

河川空間のオープン化(都市・地域再生等利用区域指定)に向けた今後のスケジュール(案)	
令和8年8月	○かわまちづくり協議会にて河川空間のオープン化について説明
令和8年8月～ 令和9月7月	○都市・地域再生等利用区域の指定についての要望書(案)作成
令和9年8月	○かわまちづくり協議会での承認(地域の合意)※1
令和9年9月	○野洲市から河川管理者(国土交通省)へ要望書を提出



※時期等が変更となる場合があります。

河川管理者(国土交通省)からの都市・地域再生等利用区域の指定

※1 都市・地域再生等利用区域指定の手続きにおいては、地域の合意形成が要件となっているため、かわまちづくり協議会での承認をもって、「地域の合意」とする。